

令和3年度第1回逗子市国民健康保険運営協議会 会議次第

日 時 令和3年4月23日（金）
午前10時～
場 所 逗子市役所5階「第3会議室」

1 議 題

(1) 令和3年度逗子市国民健康保険料率（案）について

(2) その他

議題 1

令和3年度逗子市国民健康保険料率（案）について

		保険料率（案）
医療分 (基礎賦課額分)	所得割の率 (令和2年中の所得額)	5.75%
	均等割の額 (加入者1人につき)	20,200円
	平等割の額 (1世帯につき)	16,400円
支援金分 (後期高齢者支援金等賦課額分)	所得割の率 (令和2年中の所得額)	2.75%
	均等割の額 (加入者1人につき)	8,900円
	平等割の額 (1世帯につき)	7,200円
介護分 (介護納付金賦課額分)	所得割の率 (令和2年中の所得額)	2.10%
	均等割の額 (加入者1人につき)	7,800円
	平等割の額 (1世帯につき)	4,500円
合 計	所得割の率 (令和2年中の所得額)	10.60%
	均等割の額 (加入者1人につき)	36,900円
	平等割の額 (1世帯につき)	28,100円

令和 3 年度逗子市国民健康保険料率等について

1 令和 3 年度保険料率（案）

令和 3 年度の国民健康保険事業に要する経費の見込額、国庫支出金等の収入見込額及び被保険者の世帯数・所得状況等によって算出した保険料率は次のとおりです。

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	対前年度比	(参考)	
					神奈川県 標準保険料率	賦課限度額
医療分	所得割率	5.75%	5.75%	±0P	5.22%	630,000円
	均等割額	20,200円	20,200円	±0円	25,045円	
	平等割額	16,400円	16,400円	±0円	11,510円	
支援金分	所得割率	2.75%	2.75%	±0P	2.56%	190,000円
	均等割額	8,900円	8,900円	±0円	11,297円	
	平等割額	7,200円	7,200円	±0円	5,192円	
介護分	所得割率	2.10%	2.10%	±0P	2.67%	170,000円
	均等割額	7,800円	7,800円	±0円	14,014円	
	平等割額	4,500円	4,500円	±0円	4,818円	
合 計	所得割率	10.60%	10.60%	±0P	10.45%	990,000円
	均等割額	36,900円	36,900円	±0円	50,356円	
	平等割額	28,100円	28,100円	±0円	21,520円	

2 国民健康保険事業の財源

国民健康保険事業に要する経費は、療養の給付等に要する費用、県から示される事業費納付金の納付に要する費用、保険事業に要する費用及び事務的経費に大別されます。

これらの経費は、国が負担する国庫支出金、県が負担する県支出金、一般会計や基金からの繰入金及び被保険者が負担する保険料等によって賄われます。

* 令和3年度国民健康保険事業特別会計予算表【資料2.3】参照

3 保険料賦課総額の配分割合

保険料の賦課総額は、応能原則に基づく「所得割額」、応益原則に基づく「均等割額」、「平等割額」に配分されます。

国が基準としている標準割合は、応能分：応益分は50：50ですが、逗子市では、神奈川県内で多く採用している55：45、所得割：均等割：平等割では、55：30：15としています。

条例で定める賦課割合（変更なし）

項目	令和2年度	令和3年度
所得割（加入者の所得で計算）	100分の55	100分の55
均等割（加入者数で計算）	100分の30	100分の30
平等割（1世帯あたりで計算）	100分の15	100分の15

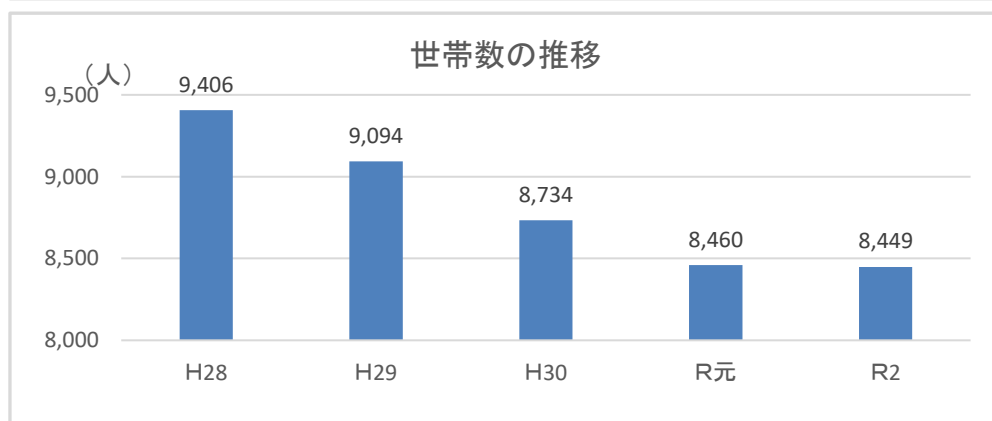
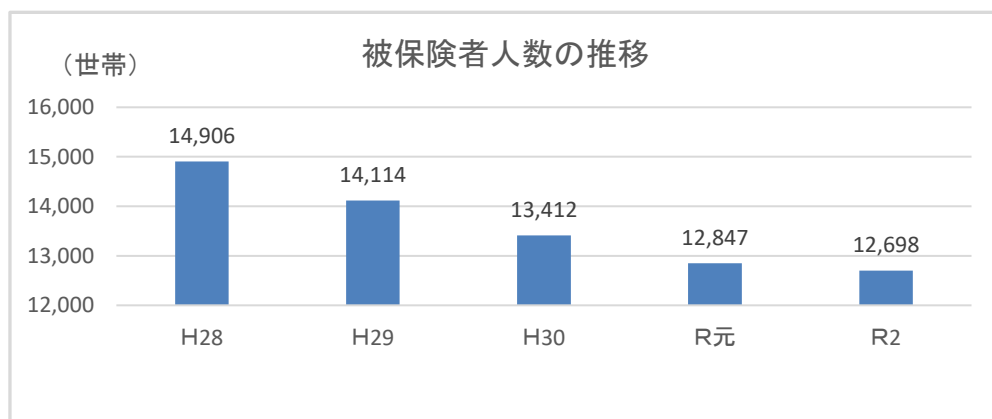
4 保険料率算定にかかる基礎数値等

項目別に賦課割合に応じて配分した額を基礎数値（被保険者の人数、世帯数、所得額等）で割り返し、その年度の保険料率を決定します。

それぞれ区分ごとに、政令により賦課限度額が設けられています。

(1) 被保険者数の状況

国民健康保険被保険者数については、後期高齢者医療制度施行（平成20年）後は全国的に減少傾向にあり、逗子市においても年々減少しています。



被保険者数及び世帯数：各年度の2月末時点

5 保険料率の決定、告示

保険料率にあたっては、逗子市国民健康保険運営協議会の審議を経て決定し、告示することとなっています。

* 【資料4】参照

(案)

逗子市告示第 号

逗子市国民健康保険条例（昭和 34 年逗子市条例第 13 号）第 12 条第 1 項、第 12 条の 5 の 5 第 1 項及び第 12 条の 9 第 1 項の規定に基づき、令和 3 年度の国民健康保険料率を決定し、同条例第 12 条第 3 項、第 12 条の 5 の 5 第 3 項及び第 12 条の 9 第 3 項の規定に基づき次のとおり告示する。

年 月 日

逗子市長 桐ヶ谷 覚

1 逗子市国民健康保険条例第 12 条第 1 項に規定する保険料率

所得割

令和 2 年中の基礎控除後の総所得金額等の 100 分の 5.75

被保険者均等割

国民健康保険被保険者 1 人につき 20,200 円

世帯別平等割

国民健康保険被保険者の属する世帯の 1 世帯につき 16,400 円

2 逗子市国民健康保険条例第 12 条の 5 の 5 第 1 項に規定する保険料率

所得割

令和 2 年中の基礎控除後の総所得金額等の 100 分の 2.75

被保険者均等割

国民健康保険被保険者 1 人につき 8,900 円

世帯別平等割

国民健康保険被保険者の属する世帯の 1 世帯につき 7,200 円

3 逗子市国民健康保険条例第 12 条の 9 第 1 項に規定する保険料率

所得割

令和 2 年中の基礎控除後の総所得金額等の 100 分の 2.10

被保険者均等割

国民健康保険被保険者 1 人につき 7,800 円

世帯別平等割

国民健康保険被保険者の属する世帯の 1 世帯につき 4,500 円

国民健康保険被保険者数・世帯数等一覧

○被保険者数、世帯数

各年度の平均

年度	被保険者数	世帯数
H28	15,318	9,606
H29	14,470	9,239
H30	13,757	8,911
R元	13,064	8,580
R 2	12,698	8,449

(R3.2末現在)

○年齢・男女別

R3.2末現在

年齢（歳）	男	女	計
0～19	596	557	1,153
20～39	745	793	1,538
40～59	1,573	1,794	3,367
60～74	2,781	3,859	6,640
計	5,695	7,003	12,698